

スマートライティングを活用した熱中症予防情報発信業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名称

スマートライティングを活用した熱中症予防情報発信業務

2 業務目的

近年の地球温暖化の影響により、市民の熱中症リスクが増加していることから、令和2年度からアメダス黒磯局、大田原局における熱中症予防情報をみるメールにより配信している。本市は、面積が広く、標高差もあり、地域の実情にあった熱中症予防行動が必要であることから、よりきめ細やかな熱中症予防情報の発信を行うことを目的として、本事業を実施する。

3 業務内容

令和3年度に設置したスマートライティングのセンサーにより取得する温度や湿度などの気象データを活用して、市内10カ所の暑さ指数を計算する。

計算した暑さ指数について、熱中症予防情報を配信するための情報として那須塩原市メール配信システムに提供するとともに、市民がいつでも閲覧できるようWebサイトで公開する。

(1) 熱中症予防情報発信システムの構築業務

次の業務を実施するため、必要なサーバー等を準備し、熱中症予防情報発信システムを構築すること。

ア 暑さ指数計算業務

- ・スマートライティングのデータサーバーから CSV 形式の気象データ（データの詳細は「別紙1」参照）を取得し、取得した気象データ、気象庁の観測データ・予測データ等を活用して、市内10カ所の暑さ指数の予測値及び実況値を計算すること。
- ・暑さ指数の予測値及び実況値は1時間毎に計算すること。
- ・予測値を計算する期間は当日から翌々日までの3時間毎とすること。
- ・活用するデータの一部が欠測や異常となった場合も、活用可能なデータから実況推定値を計算できる仕組みとすること。
- ・スマートライティングのセンサーと高精度な測定実績を有するセンサーとの気象データを気象庁観測方法に準じて比較測定する等、暑さ指数の計算精度を向上させること。

イ 暑さ指数提供業務

- ・市内10カ所のうち、1カ所でも暑さ指数が危険を示す31℃を超えると予測された場合、暑さ指数の予測値及び市民に熱中症の予防を促すための情報を那須塩原市メール配信システムにメール形式で送信すること。
- ・市内10カ所のうち、1カ所でも暑さ指数が危険を示す31℃を超えた場合、暑さ指数の実況値及び市民に熱中症の予防を促すための情報を那須塩原市メール配信シス

テムにメール形式で送信すること。

- ・市内10カ所の気象データ及び計算した暑さ指数などをホームページで公開し、市民に熱中症予防を促すこと。

(2) 熱中症予防情報発信システムの運用業務

熱中症予防情報発信システムの保守運用を行うこと。

- ・遅滞なくサービスが提供できるよう、保守メンテナンスを行うこと。
- ・システム障害が発生した際は、早急に対応する体制を整えること。
- ・ホームページのアクセス情報を月次レポートとして提出すること。

4 履行期間

業務内容を実施するために、熱中症予防情報発信システムを構築・運用する。

(1) 熱中症予防情報発信システムの構築業務

契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで

(2) 熱中症予防情報発信システムの運用業務

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

※運用業務期間のうち、次の期間に熱中症予防情報を那須塩原市メール配信システムに提供し、Webサイトで公開する。

- ・令和4年度：7月から10月まで
- ・令和5年度から令和8年度まで：6月から10月まで

5 履行場所

那須塩原市役所気候変動対策局

6 成果物

(1) 業務完了報告書

(2) 打合せ記録 一式

7 支払条件

(1) 熱中症予防情報発信システムの構築業務 1回（精算払）

(2) 熱中症予防情報の提供業務 年度毎に1回（年度毎に精算払）

8 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (3) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。

- (4) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。
- (6) 情報セキュリティの取扱いについては、本市のセキュリティポリシーに準拠すること。